

国立国会図書館におけるオンライン資料の収集

国立国会図書館 関西館 電子図書館課（課長補佐）
藤原 誠（ふじわら まこと）

はじめに

近年、インターネットで提供される電子書籍、電子雑誌等（オンライン資料）が増大しています。従来、紙媒体で発行されていた雑誌がインターネットのみで提供される例も多数あります。国立国会図書館は、2010年度から国等の公的機関によりインターネットで公開されているウェブサイトの制度収集を行ってきました。今年7月からは、国立国会図書館法の改正により、さらに私人（出版社、個人等）がインターネット等で公開しているオンライン資料を収集する「オンライン資料収集制度」を開始します。

改正国立国会図書館法では、オンライン資料は、「電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであって、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるもののうち、図書又は逐次刊行物に相当するもの」（同法第25条の4）と定義されています。簡単に言いますと、インターネット等により出版（公開）される電子書籍、電子雑誌が相当します。

これにより当館では、出版物の収集を通じた「文化財の蓄積及びその利用」（同法第25条）の一層の充実を図ります。

1 概要

(1) 国立国会図書館の役割

従来、人間の知的活動の所産である知識・情報は、紙等の物理的な媒体に記録し、印刷・複製し、流通してきました。近年、紙から電子へとその媒体は変化しており、日本国内においても電子書籍・電子雑誌の年間販売額は、2006年度の182億円から2011年度は651億円と5年間で3倍以上の伸びを示しています¹。形態は変わっても内容については、電子情報も紙媒体同様重要なものであり、文化財として将来に残すということでは同様の扱いが必要です。情報の削除、修正等の更新が容易に可能であり、極めて脆弱性の高い電子情報を日本の中央図書館である当館が収集、保存することは重要な責務と考えます。

¹ 『電子書籍ビジネス調査報告書 2012』インプレス R&D インターネットメディア総合研究所, 2012

2012年に当館が定めた「私たちの使命・目標2012-2016」においても、資料の収集・保存に係る目標として、「納本制度を一層充実させて、国内出版物の網羅的収集に努めるとともに、印刷出版物にとどまらず、電子的に流通する情報を含め、様々な資料・情報を文化的資産として収集し、保存します」と掲げられています。

(2) 資料収集の歩み

当館は、1948年5月から、国立国会図書館法に基づく納本制度により、日本国内で発行された図書、逐次刊行物等の紙媒体の出版物の網羅的な収集を行っています。

その後、電子出版物の出版、流通の増加に対応し、2000年10月から、電子出版物の情報をCD、DVD等有形の媒体に固定したパッケージ系電子出版物が納本制度に組み入れられました。

インターネットで提供されるネットワーク系の電子出版物については、2002年11月からインターネット資料収集保存事業（Web Archiving Project、略称WARP）として、発信者との契約に基づく収集を開始しました。さらに2010年4月には、国立国会図書館法及び著作権法の改正により納本制度に準じる形で、公的機関が発信するインターネット資料の収集が可能となりました。収集したウェブサイト情報からオンライン資料に相当する情報の切り出しを行うことにより、オンライン資料としての保存、提供も行っています。今年4月現在、公的機関の提供するオンライン資料（一部、許諾に基づく民間の資料を含む）について、約14万3千件が収集・提供されています。

(3) オンライン資料収集の検討経緯

2009年10月、国立国会図書館長からの諮問に基づき、私人がインターネット等により利用可能とした情報のうち、図書、逐次刊行物に相当する情報の収集について、包括的に収集する制度を設けることの適否、収集する場合の収集対象、収集方法等の調査審議が納本制度審議会において開始されました。諮問理由として、従来であれば図書、逐次刊行物等として発行した資料であっても、インターネット等を通じてのみ出版する事態が急速に進展しており、これらの情報を包括的に収集できない状態が続くと、出版物の収集を通じた「文化財の蓄積及びその利用」という納本制度の目的が達せられないおそれがある、ということが挙げられています。

審議の結果、2010年6月の審議会答申において、オンライン資料を他の情報と区別して包括的に収集することは可能であり、そのような制度を設けることは適当である、との結論が報告されました。

(4) 法改正の概要

今回の法改正により国立国会図書館法に第25条の4が新設されました。「文化財の蓄積及びその利用に資するため、私人が出版したオンライン資料を、国立国会図書館に納入すること」との条文が追加され、私人によるオンライン資料の納入が義務付けられました。

また、国立国会図書館法改正法附則において、有償で公衆に利用提供・送信される資料、及びDRM（Digital Rights Management：閲覧又は記録の技術的制限手段）の付された資料は、

当面納入義務が免除される旨が定められました。

オンライン資料の納入にあたっては当館での資料の複製が必要となりますが、当館のオンライン資料の収集においては著作権者の許諾を要しない旨、著作権法にも追加されました。

2 納入義務対象となるオンライン資料

納入義務対象となる資料は、今年7月以降に私人がインターネット等で出版（公開）した電子書籍、電子雑誌のうち、無償かつDRMが付されていないもので、①「特定のコードが付与されたもの」、又は、②「特定のファイルフォーマットで記録されているもの」のいずれかに該当するものです。具体的な内容は、今年7月の制度収集開始までに告示により定めます。

①特定のコードが付与されたもの

公衆に利用可能とし、又は送信する際に、図書又は逐次刊行物の流通のために使用される国際標準コードが付与されているものです。具体的な対象コードとしては、ISBN、ISSN、DOI（Digital Object Identifier）を予定しています。デジタル化資料の場合、元の紙媒体の資料にコードが付与されていても、電子出版物自体に対してコードが付与されていない場合は、対象とはなりません。

②特定のファイルフォーマットで記録されているもの

文字、図形等を閲覧、複製、頒布等に適した形で記録することを主な目的とする国際標準のファイルフォーマットで記録されたものです。具体的な対象フォーマットとしては、PDF、EPUB、DAISY（Digital Accessible Information System）を予定しています。

実際のインターネット上の電子情報においては、電子出版物としてのISBN、ISSN、DOIが付与されているものはまだ少数ですので、当面の収集対象としては、「特定のファイルフォーマット」の要件を満たす資料が主となる見込みです。

日本では電子書籍フォーマットとして、XPDF及びBOOKが既に普及していますが、これらのフォーマットは有償での流通を目的として作られたフォーマットです。当面収集対象を無償の資料に限定していますので、納入義務対象の条件には含めていません。

3 オンライン資料の収集から提供まで

(1) 納入義務者

オンライン資料の納入義務者となるのは、オンライン資料をインターネット等により広く公衆に利用可能とした者、又は送信した者です。具体的には、出版者が該当します。オンライン資料の出版者（出版社等）と頒布者（電子書店等）が異なる場合には、原則として出版者が納入義務者となります。

(2) 納入方法

オンライン資料の当館への納入方法として、次の3つの方法があります。

①自動収集

納入にあたってはインターネットで公開しているオンライン資料のURLを当館に連絡

し、それを受けて、当館が収集ロボットにより自動収集します。

②送信による納入

当館のホームページに開設した送信用画面にアクセスし、オンライン資料とメタデータをアップロードする方法です。現在、送信用のシステム開発を進めており、2014年初めには運用を開始する予定です。

③送付による納入

当館に連絡の上、オンライン資料とメタデータを媒体（DVD-R）に格納し郵送する方法です。媒体及び郵送に係る費用を当館が補償します。

(3) メタデータ

オンライン資料の納入の際には、資料の識別、収集、管理等のため、納入者に簡単なメタデータを付与してもらいます。付与するメタデータの必須項目は、題名、作成者、出版者、出版日の4項目です。そのほか、版に関する情報、国際標準コード、ウェブサイトでの公開URLがある場合は、それぞれ必須項目となります。

なお、納入者によるメタデータを参考に、資料の利用、検索、保存等のため、国立国会図書館ダブリンコアメタデータ記述（DC-NDL）に基づくメタデータを当館で付与します。メタデータについては、「日本国内で刊行された出版物」に相当する電子情報の目録として全国書誌での提供を行う予定です。

(4) 利用提供方法

オンライン資料の利用提供方法は、原則として、当館内（東京本館、関西館、国際子ども図書館）での閲覧、館内利用者及び館外の登録利用者に対する複製提供となります。閲覧サービスは今年10月から、複製サービスは運用方針が整備され次第、実施する予定です。

収集したオンライン資料の保存、提供には、デジタルデポジットシステムを使用します。当該システムは、現在デジタル化資料のほか、公的機関等が発行したオンライン資料の保存、提供にも使用しています。

4 今後の課題

(1) 有償の資料及び DRM の付された資料の収集

有償の資料及び DRM の付された資料については、将来的に納入義務対象に含める方向で、収集、保存、提供における技術的課題や代償金の算定方法等の検討を行い、出版社等の関係団体とも調整の上、制度運用の具体化を進める予定です。

(2) 納入義務対象となるコード、ファイルフォーマットの見直し

納入義務対象となるコード及びファイルフォーマットについては、技術の進展、国際標準化の動向に対応して、見直していく必要があります。また、有償の資料の収集検討とあわせて、現在、納入義務対象とはなっていない XPDF、.BOOK 等のフォーマットについて、対象への

追加を検討していく必要があります。

(3) 複写提供

著作権法においては、当館を含む図書館において、公表された著作物の一部分を複製して利用者に提供することが認められています。ただ、オンライン資料については、その都度動的表示が可能なリフロー型ファイルでの著作物の一部分の判断が困難なこと等、複写提供における課題があります。そのため、今年7月の収集制度開始時点では複写サービスは実施せず、複写提供方針について継続検討を行います。

(4) 収集したオンライン資料の長期利用保証

当面の収集対象はPDF等の国際標準フォーマットの資料が中心となりますが、今後納入対象を有償のものにも拡大した場合、多様なフォーマットの資料が当館での長期保存対象となりえます。これにともない技術環境の進展、変化等により資料の再現性の確保が困難となる事態がより多く発生することが予想されます。資料の長期的利用を保証するため、今後の技術動向を注視するとともにフォーマット変換（マイグレーション）等の対策を継続的に実施する必要があります。

おわりに

以上、当館が今年度新たに実施するオンライン資料の収集について、概要をご報告させていただきました。当館としては、オンライン資料の収集に今後、段階的に、かつ着実に取り組んできたいと考えています。すでに2009年に法整備がなされ、オンライン資料の収集を実施されている韓国中央図書館でのこれまでの実績に基づく課題等について意見交換させていただければ幸いです。